

公安委員会 説明資料NO. Ⅰ	平成28年度犯罪被害者等施策 (犯罪被害者白書)(案)について	平成29年6月1日 給与厚生課
----------------------------------	--	----------------------------------

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で12回目。国家公安委員会・警察庁としては2回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 年次報告

第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について、5つの重点課題ごとに紹介。

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

第4章 支援等のための体制整備への取組

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(2) コラム

○ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定(11頁)

○ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金(26頁)

○ 犯罪被害者の気持ちに寄り添って～検察庁における犯罪被害者等支援(55頁)

○ 性犯罪被害の実態と被害者への支援(84頁)

○ 犯罪被害者週間の実施(100頁) 等

(3) 基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料として、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体における取組状況等を掲載。

3 今後の予定

平成29年6月6日（火） 閣議決定・国会提出

1 「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」について

(1) 意見公募手続の結果等

平成29年4月14日から5月7日までの間、意見公募手続を実施した結果、10件の御意見が寄せられたところ、頂いた御意見を踏まえた修正及び趣旨の明確化等のための所要の修正を行い、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を策定・公表する。

※ 「官民ITS構想・ロードマップ2017」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、「遠隔型自動走行システム」を「遠隔型自動運転システム」に統一。

【主な修正内容】

- 「1 許可に係る審査の基準」中「(1) 実験の趣旨等」
遠隔監視・操作者の在り方を明確化するための注釈を追記。
- 「1 許可に係る審査の基準」中「(7) 走行審査」
走行審査は、原則として警察官等が実験車両に乗車して行うものであるが、実験内容等に応じて、実験の円滑な実施等のため、乗車する場合と同等に審査可能な他の方法によって行うことを可能とする。
- 「3 許可に付する条件」中「(3) 交通事故等の場合の措置」
早期の事故原因の究明に寄与し、システムへの過信等が原因である可能性がある交通事故が発生した場合に再発防止策を講じるために被害者の救済に資するものと考えられる遠隔監視・操作者の映像、音声等を、適切に保存・活用すべき資料の例として明示する。

(2) 今後の予定

遠隔型自動運転システムの公道実証実験を新たに道路使用許可の対象行為とするため、各都道府県公安委員会において、許可対象行為を定めた都道府県公安委員会規則を改正し、改正次第、遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請を受け付けることとなる。

2 国連欧州経済委員会(UNECE)道路交通安全グローバルフォーラム(WP1)の状況

(1) 自動運転に関する非公式作業グループ

- 第71回WP1（平成27年10月）において設置が決定されて以降、我が国もメンバーとして6回の会合に参加。
- 運転者のいない完全自動運転等とジュネーブ条約（日本締約）・ウィーン条約との整合性を図るための措置等について議論。

(2) 第74回WP1の開催（3月21日～3月24日）

非公式作業グループにおける議論の経過報告等がなされ、両条約締約国に資する高度な自動運転等に関する文書の作成に向けた議論を開始することが合意された。